

令和5年7月20日

野木町農業委員会第1回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第1回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
(仮議席番号)

1番	渡邊初枝	2番	黒須市郎
3番	柿沼誠	4番	鈴木誠
5番	古澤清一郎	6番	須見和男
7番	酒井吉一	8番	小林剛
9番	加藤知子		
4. 事務局職員 真瀬副町長・小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件

議案第1号	会長及び会長職務代理者の互選について
議案第2号	委員の議席指定について
議案第3号	議事録署名人の指定について
議案第4号	野木町農地利用最適化推進委員の承認について
6. その他

「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
任期満了に伴う改選後、初めて開催される第1回総会開催と農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づき町長が招集したことを告げた。また、本総会の招集者である町長が公務により欠席のため、副町長より挨拶。
- 副町長 あいさつ（挨拶終了後 公務のため退席）
- 事務局長 新農業委員及び事務局職員の自己紹介を実施。
次に、本日の日程説明及び出席委員数の報告後、総会成立宣言を行った。また、臨時議長が決まるまでの間、暫時、事務局にて議事進行することを諮った。（異議なしの声あり）
異議なしと認め、議事を進行する旨を告げた。
続いて臨時議長の選出について諮った。
（事務局一任との声あり）
事務局一任の声を受け、1番委員を臨時議長とすることを諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、1番委員を臨時議長とすることを告げた。
- 臨時議長 あいさつを行う。
仮議席の指定について、現在着座の席を仮議席とすることを諮った。
（異議なしの声あり）
異議ないと認め、仮議席を決定した。
次に、議案第1号 会長及び会長職務代理者の互選について、会長については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長職務代理者については、同法第5条第5項の規定により互選になっていることを告げた。また、互選の方法について、前回は指名推薦で行ったことを告げ、今回も同じ方法よいか諮った。
- 4番委員 指名推薦とすることを提案。
- 臨時議長 他に意見がないか諮った。
意見がなかったので、会長及び会長職務代理者の選出について、指名推薦とすることを諮った。（異議なしの声あり）

異議なしと認め、早速、会長及び会長職務代理者の選出を指名推薦で行うことを諮った。(異議なしの声あり)

異議なしと認め、まず、最初に会長の選出を実施することを告げた。

5 番委員 会長に 2 番委員を推薦します。

臨時議長 会長に 2 番委員が指名推薦されたが、他に推薦はないか諮った。
(他に推薦なし)

会長の指名推薦を受けた者は 2 番委員のみのため、2 番委員を会長に決定することを諮った。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、新会長を 2 番委員と決定することを告げた。

続いて、会長職務代理者の選出に入る旨を告げた。

5 番委員 会長職務代理者に 3 番委員を推薦いたします。

臨時議長 会長職務代理者に 3 番委員が指名推薦されたが、他に推薦はないか諮った。
(他に推薦なし)

会長職務代理者の指名推薦を受けたものは 3 番委員のみのため、3 番委員を会長職務代理者決定することを諮った。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、新会長職務代理は 3 番委員と決定することを告げた。

以上、会長及び会長職務代理者が無事に決定されたので、議長の座を会長と交代することを告げた。

事務局長 新会長及び会長職務代理者となった方より挨拶
(会長及び会長職務代理者より就任あいさつ)

野木町農業委員会会議規則第 4 条により、総会の議長は会長が務めることを告げた。

議長 野木町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、総会の議長を務めることを告げた。

議事に入る旨を伝え、議案第 2 号 委員の議席指定について、議席指定方法について事務局長より説明を求めた。

事務局長 議席指定については、野木町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、「くじ」で決まることを説明し、仮議席 1 番から順に引くよう説明。

(「くじ」引き終了)

議 長
事務局長

議席番号を事務局長より発表を求めた。

議席番号を発表。

1番 鈴木 誠 委員、 2番 酒井 吉一 委員、
3番 渡邊 初枝 委員、 4番 小林 剛 委員、
5番 加藤 知子委員、 6番 須見 和男 委員、
7番 古澤 清一郎 委員 8番 柿沼 誠 委員、
9番 黒須 市郎 委員 以上です。

議 長

事務局長より発表された議席で決定してよいか諮った。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議席が決定したことを告げた。ここで議席移動のため
暫時休憩をする旨を伝えた。

(暫時休憩)

議 長

休憩前に引き続き会議の再開を伝えた。

次に、議案第3号 議事録署名人の指定について議題とすることを告げ、
議長指名としてよろしいか諮った。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、1番委員 鈴木 誠 委員、2番委員 酒井 吉一委員
を指名した。

次に、議案第4号 野木町農地利用最適化推進委員の承認について事務局
より説明を求めた。

事 務 局

議案第4号 野木町農地利用最適化推進の承認について説明

去る5月22日、第35回農業委員会総会の際、野木町農地利用最適化
推進委員選考委員会を実施し、新たな8名の候補者を決定した。

(参考資料として、野木町農地利用最適化推進委員の氏名・住所及び担当
区域等を一覧表として配布)

なお、野木町農地利用最適化推進委員の委嘱は改選後の農業委員会で承
認する旨を説明した。

議 長

事務局の説明について、意見・質疑がないか諮った。

野木町農地利用最適化推進委員の任務等を明確及び再確認するため、各
農業委員に意見を求めた。ちなみに農地利用最適化推進委員は担当区域農

地を把握し最適化に努めることが農地利用最適化推進委員の任務と思われるので、今後、総会議案に関する現地調査の日程調整などを行うことについて併せて意見を求めた。

事務局 現在、現地調査は調査担当農業委員2名、地元担当農業委員、地元推進委員の計4名と関係者を立会人として実施している。また、調査の日程調整を調査担当農業委員が行っており、農地利用最適化推進委員は調査日程日時に現地にて農業委員の調査に同行しているが、今後は農地利用最適化推進委員が日程調整を行うというご意見です。

議長 事務局の説明も併せて意見・質疑を求めた。

2番委員 農地利用最適化推進委員の役割・仕事の明確化はどのようになっているのか。また、小山市など近隣市町の農地利用最適化推進委員の活動状況等があれば参考にしたい。

議長 高齢化に伴う遊休農地の改善、農地パトロール、利用権設定、担い手の農地の集積などが農地最適化推進委員の主な活動となっているが、なかなか実施されていないものもある。また、毎月の活動記録簿を活用し、農地最適化推進委員に活動してもらいたい内容を説明し意見を求めた。

1番委員 調査担当農業委員と地元担当農業委員の調査内容をもとに総会で審議し決定するため、農業委員の都合の良い日で調整しているが、農地利用最適化推進委員が日程調整をすると、調査担当農業委員の都合が合わず、調査に支障が生じると思われる。

7番委員 総会時に調査担当農業委員2名の内、どちらかの農業委員が調査内容を報告する。しかし、農地利用最適化推進委員が中心となって日程調整をすると、極端な話、調査に関わる農業委員誰一人出席できない日にちで調整されてしまうと、総会に調査内容の報告や審議ができなくなる。農地利用最適化推進委員の活動の一環として良いと思うが、現実的に無理があると思う。

議長 いろいろな弊害が生じるのであれば、今までのやり方で行っていくか意見を求めた。

1番委員 今までの話を考慮すると、農地利用最適化推進委員が日程調整を行う場合、事前に調査担当農業委員と地元担当農業委員の日程を把握し、農業委員が調

査できる日程で調整をする。調査日程を調整するとき、初めに誰が立会人へのアポイントをするかが問題となってくる。ましてや、調査が複数になるともっと大変になってくる。農地利用最適化推進委員が立会人へのアポイントや調査日程を行うのであれば、もっとスムーズに進むのではないかと思う。

2 番委員 農業委員と農地利用最適化推進委員の決定的な違いは決定権が農業委員に有って、農地利用最適化推進委員には無い。農地利用最適化推進委員も担当地域があるのであれば、せっかく地域から選ばれて出てきているので、先ほ
度から、農地利用最適化推進委員の任務について議論されていますが、農地
利用最適化推進委員が中心となって動いていくのも必要ではないかと思うの
で、調査の際、立会人と農業委員との調整役をしてもらうのも一つの方法だ
と思う。最終的に農業委員が決定するものです。同じような仕事をするので
あれば、ある程度、日程調整など責任をもって調整していただくのも必要だ
と思う。農地利用最適化推進委員は地元のことは一番分かっていると思う。

7 番委員 農地利用最適化推進委員の役割・仕事の明確化について、なるべく早い時
期に農業委員と推進委員で、今後の活動の方向性の話し合いの場を数回設け、
その結果、例えば令和6年1月1日または令和6年4月1日など活動開始基
準日を設定するなど、なるべく早い時期に結論を出せるよう話し合いの場を
設けてはどうか。

議 長 8月より今年度の農地パトロールが実施されますので、来年の農地パト
ロールまでには結論を出せるようにしてはどうか意見を求めた。

1 番委員 農地利用最適化推進委員8名中3名は再任の方で5名は新任の方なので、
新任の方には活動内容の方向性が明確になれば活動しやすいと思う。再任の
方が今までの活動内容や量が変わると戸惑うかもしれないが、推進委員の活
動内容がもっと明確になれば、事務局側からも推進委員に指導をしてほしい。

議 長 事務局より改めて、農地利用最適化推進委員の活動内容について説明を求
めた。

事 務 局 農業委員会等に関する法律の第17条第3項及び第7条をもとに、農地利
用最適化推進委員の活動内容について説明。

議 長 事務局の説明について、意見・質疑がないか諮った。
質疑がないため、議案第4号 野木町農地利用最適化推進の承認について、

承認に挙手を求めた。(全員挙手)

全員承認したことを告げた。

議案第1から第4号全ての審議の終了を告げた。次に農業委員会選出役員について、事務局の説明を求めた。

事務局

農業委員会選出役員について説明し、各役員ごとに委員選出を行った。

役員選出終了後、各役員等への割り振られた委員名を読み上げ、決定した旨を伝えた。

議長

他に何かあるか諮った。(無しの声あり)

以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時15分)